

昭島市地域防災計画の一部修正の概要

1 主旨

平成 28 年の一部修正から 3 年経過し、庁内の組織変更、並びに関連する法令等が改正等されたことから、所要な修正を行うものである。

2 修正項目

(1) 東京都地域防災計画に基づく修正

「東京都地域防災計画(平成 26 年修正)」の内容に合わせた修正を行った。

(2) 東京都水防計画に基づく修正

「令和元年度東京都水防計画」の内容に合わせた修正を行った。

(3) 東京都震災復興マニュアル(復興施策編)に基づく修正

「東京都震災復興マニュアル復興施策編(平成 28 年 3 月修正)」の内容に合わせた修正を行った。

(4) 関係法令等改正に基づく修正

ア 土砂災害防止法(平成 12 年法律第 57 号, 平成 26 年改正)に基づく修正

平成 30 年 1 月に指定された土砂災害(特別)警戒区域を明記した。

イ 「避難勧告等に関するガイドライン」(平成 31 年 3 月内閣府(防災担当))
に基づく修正

避難勧告等の発令における居住者等が行うべき行動と、そのタイミング
が示されたのに合わせ、避難勧告等の発令基準を修正した。

ウ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平
成 25 年内閣府告示第 228 号)」に基づく修正

基準の改正(平成 31 年 4 月)に合わせ、弁償金額等その他所要の修正
を行った。

エ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく修正

(ア) 要配慮者に係る法改正(平成 25 年 6 月)に合わせ、該当箇所の修正
を行った。

(イ) り災証明に係る法改正(平成 25 年 6 月)に合わせ、該当箇所の修正
を行った。

オ 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)の改正に基づく修正

浸水想定区域内の要配慮者利用施設等における避難確保計画義務化に
係る改正(平成 29 年 6 月)に合わせ、文言の修正を行った。

(5) その他時点修正・名称変更等の修正

ア 庁内各課(昭島警察署、昭島消防署を含む。)の主管業務に関する時点
修正を行った。

イ 平成 31 年 4 月に行われた庁内組織改編に伴う修正を行った。その他、
所要の変更を行った。

3 修正箇所

新旧対照表(資料 2)参照。